# 古賀市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、 令和5年11月2日付けで提出された住民監査請求について監査を実施したの で、同条第5項の規定により、別紙のとおり監査結果を公表する。

令和5年12月25日

古賀市監査委員 川 添 義 則之查賀 古賀市監査委員 結 城 弘 明了委市

請求人 様

古賀市監査委員 川 添 義 則 古賀市監査委員 結 城 弘 明

住民監査請求に係る監査結果について(通知)

令和5年11月2日付けで受理した地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求(古賀市職員措置請求書)について、同条第5項の規定により下記のとおり通知します。

記

本件の請求には理由がないものと判断し棄却します。

理由

- 第1 住民監査請求の受理
  - 1 請求の内容等
  - (1)請求書の提出日令和5年11月2日
  - (2)請求人 住所 略

任 所 哈氏 名 略

(3)請求の要旨(原文のとおり掲載)

リーパスプラザ交流館等の一部は休館日や一晩中点灯していたことがあった。R4.7.25 行政相談委員等立会いで、教育部長に本件を申し出た。その後も、晴天の昼間、駐車場等が点灯されていることがあった。R5.8.29 担当課長は、これらの点灯は不必要と言う。6回申し出たが、一向に徹底されていない。「親方日の丸」感覚である。市民から預っ

た公金を有効に使用しているのか甚だ疑問である。当該施設の電気使用 の適正化を古賀市長、教育部長及び職員に要請する。

#### (4) 事実証明書

- ・経緯概略(令和4年7月25日から令和5年10月23日まで)
- ・リーパスプラザこが施設内・外の照明点灯時の写真(令和5年5月30日から10月26日まで)
- ・リーパスプラザこが館内配置図
- ・古賀市情報公開条例に基づき開示された、令和3年1月~令和5年6月の リーパスプラザこがと中央公民館の電気使用量と電気料金に基づき作成 された電気使用実績
- ・本人手書きによる経緯概略についての補足メモの写し

#### 2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項が規定する要件を具備しているものと認め、令和5年11月2日付にて受理しました。

#### 第2 監査の実施

- 1 請求人に対する陳述機会の付与及び陳述について
- (1) 陳述機会の付与

法第242条第7項により、請求人から、令和5年11月16日に監査 事務局において陳述を聴取しました。

#### (2) 陳述の要旨

- ・生涯学習推進課長と施設内・外を回った際に、不要と感じる個所の照明が 点いていることを指摘したが、実態を把握しているのか疑問に感じた。
- ・指摘した箇所の改善はあったかもしれないが、全部は記憶しておらず確か めることはできない。
- ・施設の電気料金の算定の仕方がわからないし、電気代の節約になる(無駄 と思われる)具体的な金額については考えたことはない。
- ・市民が働いて納めたお金であることを意識しているのかと疑問を感じた。
- ・生涯学習推進課長からは、照明の要不要を判断するための基準がないとの 説明があった。必要な個所には点けてよいと思うが、人それぞれ感覚が違 うと思うからこそ、照明の要不要を十分吟味したうえで判断し、説明でき るための基準を明確化する必要があるのではないか。
- ・警備日誌等で改善をしたと聞いたが、その後も休館日に照明がついている ことがあった。間違いや消し忘れを防止するための措置をしても、それを 実行することが必要である。
- ・8月28日の内容の文言中、「駐車場」を「駐輪場」に訂正。

(3) 陳述の要旨は前記のとおりであり、新たな主張や証拠の提出はなく、本監査は、請求書及び陳述を通じ「当該施設(リーパスプラザこが交流館等)の電気使用の適正化」を求めるものであると解し、財務(電気料金)の支出が不当な公金の支出に当たるかの点について、監査することとしました。

#### 2 関係職員からの陳述聴取について

教育部長、生涯学習推進課長、生涯学習推進課参事補佐兼社会教育振興係長から、令和5年11月16日に監査事務局において陳述を聴取しました。

- (1)請求事実の確認や施設内・外の照明利用(電気使用)の管理が適正に行われているかについて
  - ・イベントや緊急用及び生涯学習施設として必要であり点灯しているが、一 部休館日や平日昼間に消し忘れ及び不要な点灯あり。
  - ・請求人の指摘から、1階交流館の情報ラウンジのスポットライトについては常時点灯する設定となっていたため、ライトの撤去及びスイッチの新設工事を行うことにより、入・切ができるように改善を施した。
  - ・請求人の指摘から、駐輪場ライトの消し忘れ等については、警備日報の中 にスイッチの入・切を行った時間を記入する欄を追加することにより、切 り忘れ防止のチェック機能を高めた。
  - ・請求人の指摘から、館内清掃時には、階ごとにスイッチの入・切をこまめ にするよう担当者へ直接指導するとともに、委託業者へも文書で依頼した。
  - ・多くの市民が利用する施設であるため、最低限必要な照明は点けているという話は繰り返し請求人にしている。
  - ・電灯の消し忘れについては、改善策を考え工夫をしているところであり、 細かい内容のマニュアルについて作成することまでは考えていない。

#### 第3 本請求に対する監査について

(1)請求人主張についての判断

リーパスプラザの電気料金については、施設内・外一帯での一括請求となっているため、一部の照明類のみの使用料金・使用量を算出し、具体的に節約となる金額を提示し比較することは、請求人の陳述のとおり難しいと解します。しかしながら、こまめな消灯を心掛け、不要な照明を行わない等の積み重ねにより、電気代の節約・電気使用の適正化(適正な支出)につながるとの主張は、一般的に考えて妥当であると判断します。

請求人は、請求の要旨の中で「担当課長は、これらの点灯は不必要と言う。6回申し出たが、一向に徹底されていない。「親方日の丸」感覚である。」と主張していますが、関係職員からの陳述聴取に記載したとおり、改修工事や警備日報の変更など電気使用の適正化にむけて、適宜改善が施

されています。

また、不要との指摘箇所については、公共施設としての運営上必要な点灯であると判断され、不当な公金の支出には当たらないと解します。

## 第4 結論

以上のことから、電気使用に係る財務の支出が不当な公金の支出に当たるかの点については、請求人の請求には理由がないと判断します。

### 第5 意見

監査の結果は上記のとおりですが、監査委員として、市長に対し次のとおり意見を述べます。

本件請求に係る「電気使用の適正化」については改善されているものの、請求 人が主張しているとおり不必要な照明の点灯や消し忘れがあることは事実であ り、その点は管理者として受け止めなければなりません。

今後とも、市民の理解が得られるよう電気の適正使用を継続し、徹底していく 必要があると考えます。